

市税を一時に納付できない方のために 分割で納付できる猶予制度があります

市税を一時に納付できない方は、一定の要件に該当する場合に分割で納付することができますので、お早めにご相談ください。

※市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
 - ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
 - ③事業を廃止し、又は休止したとき
 - ④事業について著しい損失を受けたとき
- ※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の1/2を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤本来の納期限から1年以上経過したのちに、納付すべき税額が確定したこと

などの場合で、市税を一時に納付することができないとき



1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

猶予が認められると…

- ・1年間を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ・上記①、②の場合は猶予期間中の延滞金の全額が免除されます。
- ・上記③、④の場合は猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ・猶予期間中は、猶予した市税について新たな督促や差押え等の滞納処分が行われません。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などの一定の要件に該当するとき



その市税の納期限から6か月以内に申請することで、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請による市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、職権による換価の猶予が適用される場合があります。

猶予が認められると…

- ・1年間を限度に差押え等の滞納処分が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ・対象となる市税について、1年以内の期間に限り、分割で納付することができます。



申請の手続

提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ②財産収支状況書
※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- ③担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

- ・徴収猶予：表面①～④に該当する徴収猶予については申請の期限はありません。
表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。
- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内。

猶予の承認又は却下

提出された書類の内容を審査した後、室蘭市から猶予の承認又は却下を通知します。猶予が承認された場合は、分割納付計画書のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

担保として提供することができる主な財産の種類

- ・土地、建物
- ・室蘭市が確実と認める保証人の保証

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる認められた期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があり、期間を延長することで完納できると認められる場合は、猶予期間中に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合
- ・調査の結果、申告した内容と異なる収入、財産等の状況が確認された場合 など

問合せ先

室蘭市役所 市税課債権管理係

〒051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1階
電話：0143-25-2314



室蘭市